

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた  
エボラ出血熱に係る協力依頼について

世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が北キブ州の州都ゴマにも及んだことを受けて、日本時間 7 月 18 日、この事態が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。

つきましては、平成 30 年 8 月にコンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）でのエボラ出血熱発生を受けて発出した別添 1 「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成 30 年 8 月 2 日付け事務連絡）及び別添 2 「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（令和元年 6 月 18 日付け事務連絡）を再度御確認いただき、エボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダ共和国への渡航者に対する注意喚起や貴管内でエボラ出血熱を含む一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への搬送や検体移送に関する手続の確認等について、改めて御協力をお願いします。

また、今回の宣言を受けて、各検疫所に対し、別添 3 「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和元年 7 月 18 日付け健感発 0718 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0718 第 1 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）を発出し、検疫対応等について通知しましたので、御了知の上、管内の検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。

なお、具体的な対応については、平成 29 年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に御留意いただくことを申し添えます。

別添 1：エボラ出血熱に係る注意喚起について（平成 30 年 8 月 2 日付け事務連絡）

別添 2：エボラ出血熱に係る注意喚起について（令和元年 6 月 18 日付け事務連絡）

別添 3：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について（令和元年 7 月 18 日付け健感発 0718 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0718 第 1 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>